

Q.3-3.投資者のための居留許可申請について教えてください。

外国人投資者または外国法人投資者の代表者が台湾での業務遂行のために、6ヶ月以上台湾に滞在する必要がある場合、經濟部投資審議委員会に居留許可を申請することが可能です。その条件は、以下のように定められています(外国投資者または外国法人投資者の代表者居留ビザ申請作業規定)。

- ・外国人や外国法人による投資金額が US\$20 万以上の場合、2 人分の居留許可の申請が可能となります。
- ・その後、外国人や外国法人による投資金額が US\$50 万増加するごとに、追加で 1 人の居留許可の申請が可能となりますが、7 人の申請を上限とします。